

軽自動車等の名義変更および廃車の届出について

○軽自動車税(種別割)について

4月1日現在の所有者(納税義務者)に課税されます。

軽自動車等を登録、廃車、譲渡等する場合には、関係機関への届出が必要です。実際に所有していなくても、所定の手続きをしないといつまでも税金がかかります。

また、軽自動車税(種別割)は、普通自動車とは違い、月割での計算はしません。4月1日を過ぎてから廃車、名義変更をしても課税が発生し、税の払戻しはありません。

3月末は、窓口が混雑しますので早めに手続きをお済ませください。

○軽自動車等の手続き

▼市役所でできる手続き

- ・原動機付自転車(125ccまで)
- ・小型特殊自動車
- ・ミニカー

※手続きの内容にかかわらず、所有者の印鑑、届出者の印鑑、本人確認書類(運転免許証、在留カード等顔写真付のもの)はご持参ください。

▼市役所以外の手続き

- ・二輪の軽自動車・小型自動車(125cc超)

愛知運輸支局 西三河自動車検査登録事務所(豊田市若林西町西葉山46 ☎050-5540-2047)

- ・軽自動車

軽自動車検査協会 愛知主管事務所三河支所(豊田市若林西町西葉山48番地2 ☎050-3816-1772)

※住所変更・譲渡などで三河地区以外へ変更する場合は、新しい使用の本拠地を管轄する事務所・支所で手続きしてください。

手続き内容		必要なもの
登録	販売業者から購入したとき	販売証明書
	市外から転入したとき	廃車証明書またはナンバープレート
	人から譲り受けたとき	譲渡証明書、廃車証明書またはナンバープレート
廃車するとき		ナンバープレート
盗難にあったとき		※必ず警察に届けてください 盗難届の受理番号が分かるもの

○自賠責制度について

バイク・原動機付自転車にも自賠責保険(共済)への加入が法律で義務付けられています。無保険(無共済)で走行すると、法律により罰金および罰則が科せられます。

問 税務課 市民税係(☎95-0116)

マイナポイントの申請期間が延長されました

～3月末までにマイナンバーカードを申請した人が対象です～

マイナポイントとは、マイナンバーカードを活用した消費活性化策の一環で、キャッシュレス決済サービスを用いて買い物やチャージをすると、ご利用金額の25%分のポイントがもらえる制度です。

今回期間が延長され、まだマイナンバーカードを持っていない人も、令和3年3月末までにマイナンバーカードの申請をすれば、令和3年9月末までの買い物やチャージによりポイントがもらえるようになりました。

まだマイナンバーカードを申請されていない人は、お早めに申請ください。

マイナポイントおよびマイナンバーカードの申請の詳細は、右記QRコードからご覧ください。



総務省
ホームページ



マイナンバーカード
総合サイト

- 問 ・マイナポイント、マイキー IDの設定方法について マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)
- ・マイナンバーカードについて 市民課 旅券庶務係(☎95-0124)
 - ・マイナポイント支援窓口について 企画政策課 政策係(☎95-0114)